

関東信越税理士会 熊谷支部 11月例会次第

日時 平成27年11月5日(木)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 10月 7日(水)	支部例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 10月 7日(水)	支部研修会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 10月 8日(木)	広報部会	於	支部事務局
(4) 10月13日(火)	租税教室担当者事前研修会	於	熊谷税務署
(5) 10月15日(木)	県連ソフトボール大会	於	大宮けんぼグラウンド
(6) 10月21日(水)	租税教育推進協議会	於	
(7) 10月22日(木)	熊谷法人会青年部との合同研修会	於	ホテルシティフィールド
(8) 10月21日・22日	灰野耕二会員御母堂様通夜・告別式	於	ルミエール椿
(9) 10月22日・23日	小林拓人会員御尊父様通夜・告別式	於	さいたまセレモニーホール熊谷
(10) 10月29日(木)	深谷一日合同行政相談	於	キララ上柴ハナミズキ
(11) 10月29日(木)	署との綱紀監察協議会	於	熊谷税務署
(12) 10月29日(木)	正副支部長・署との協議会	於	熊谷税務署
(13) 10月29日(木)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(14) 11月 1日(日)	支部広報部えびす市参加	於	熊谷市

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部例会・署との協議会

日時 11月5日(木)午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(2) 県北ブロック研修会

日時 11月5日(木)午後1時00分～5時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 所得資産の運用・譲渡及び移転を巡る税務

講師 税理士 岩下忠吾氏

(3) 歩け歩け大会

日時 11月11日(水)

場所 秩父札所めぐり

(4) 大里地域税政協議会「税を考える週間講演会」

日時 11月13日(金)午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

(5) 平成27年度納税表彰式

日時 11月16日(月)午後3時00分～

場所 さくらめいと

(6) 正副支部長会・署との協議会

日時 12月3日(木)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

(7) 正副支部長会・地域長会

日時 12月3日(木)午後4時45分～

場所 支部事務局

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等
退会

新井 叶(平成27年10月6日 業務廃止)

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 12月10日(木) 午後4時00分～ 例会・署との協議会
バス 午後3時30分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 12月10日(木) 午後1時45分～4時00分
内容 DVDによる「マイナンバー制度」
税理士法
講師 熊谷税務署総務課長 原田幸嘉氏
単位 2単位
バス 午後1時20分 熊谷駅南口発・市役所発

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成27年11月5日現在)

1月例会	1月14日(木)	午前9時30分～
2月例会	2月9日(火)	午前9時30分～
3月例会	3月25日(金)	午後4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

平成27年11月 5日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部

支 部 長 中 村 敏 行

地 域 長 天 笠 裕 司

副支部長 清 水 茂 昭

綱紀監察部長 油 井 豊 仁

研修部長 福 島 泰 彦

税理士会36時間規定研修

平成27年度支部研修会のご案内

拝啓 菊薫る今日このごろ、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成27年12月10日(木) 午後1時45分～4時00分

受付 午後1時20分～

場所 ホテルガーデンパレス

内容 DVDによる『マイナンバー制度』
『税理士法』

講師 熊谷税務署総務課長 原田幸嘉氏

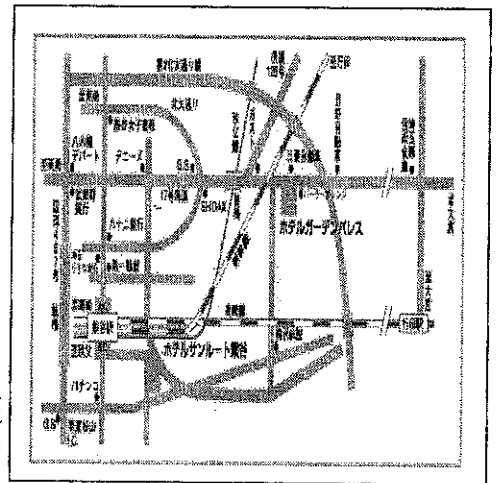
対象 税理士会会員及び職員

バス 午後1時15分に下記の2カ所よりバスが発進
します

熊谷市役所付近 熊谷駅南口

単位 2.5単位 受講カードを忘れないようにして下さい
資料 日税連から配布された「税理士のためのマイナンバー
対応ガイドブック」をご持参下さい。(緑色の表紙)

*11月27日(金)までに支部事務局宛お申し込み
下さい。



きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成27年12月10日の支部研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

税理士事務所における電子申告利用状況に関するアンケート

電子申告の利用に関する現状調査及び目標値の達成度把握のため、アンケートにご協力お願いいたします。

関東信越税理士会 情報システム部

※平成 27 年 11 月 1 日現在の状況をもとに、該当箇所にご記入ください。

1. ご自身の税理士区分についてお答えください。

- ☐開業税理士 ☐社員税理士 ☐所属税理士 ⇒ 「5.」へ

※次の「2.」～「4.」については、開業税理士及び税理士法人代表の方1名がご回答ください。

2. 貴事務所においては、現在、電子申告を利用していますか？

- ☐利用している ☐利用していない ⇒「4.」へ

3. 貴事務所での各項目の電子申告利用割合をお答えください。

(法人税)

- ☐100% ☐90%以上 ☐80%以上 ☐60%以上 ☐30%以上 ☐30%未満
☐利用していない ☐申告作成業務なし

(所得税)

- ☐100% ☐90%以上 ☐80%以上 ☐60%以上 ☐30%以上 ☐30%未満
☐利用していない ☐申告作成業務なし

(贈与税)

- ☐100% ☐90%以上 ☐80%以上 ☐60%以上 ☐30%以上 ☐30%未満
☐利用していない ☐申告作成業務なし

(法定調書)

- ☐100% ☐90%以上 ☐80%以上 ☐60%以上 ☐30%以上 ☐30%未満
☐利用していない ☐申告作成業務なし

4. 「2.」で「利用していない」と回答された方にお聞きします。以下の問題が解決されれば電子申告を行ってもよいと思いますか？（複数回答可）

- ☐ インターネット環境が整っていない
- ☐ 電子申告ソフトを購入していない
- ☐ 電子申告の仕方がわからない
- ☐ 電子申告制度に疑問を感じている
- ☐ ウイルス感染の不安がある
- ☐ その他（

☐問題解決の有無にかかわらず電子申告の利用は全く考えていない

5. 電子申告に関して要望事項やご意見等がございましたらご記入ください。

2

受講申し込み用紙

日 時 : 平成28年1月7日(木) 13:30~16:30

場 所 : 大宮ソニックシティ 小ホール

テ ー マ : 所得税確定申告直前チェックポイントー改正点と注意点ー

税理士事務所名			
参 加 者	受講税理士 (無料)	税理士登録番号	
		氏 名	
	受講税理士 (無料)	税理士登録番号	
		氏 名	
	受講税理士 (無料)	税理士登録番号	
		氏 名	
	受講職員名 (2,000円)		
	受講職員名 (2,000円)		
	受講職員名 (2,000円)		
	受講職員名 (2,000円)		

※キャンセルについて：申し込み後、やむをえずキャンセルする場合は、必ずその旨をご連絡ください。

関東信越税理士会埼玉県支部連合会事務局 TEL048-665-3111 工藤まで。

※ご記入方法について：職員のみ参加の場合は税理士事務所名・税理士登録番号をご記入いただき税理士氏名を空欄とし、職員氏名をご記入ください。

※お申し込みが定員を超える場合は税理士会員を優先し、職員の方をご遠慮させていただくこともありますので、予めご了承ください。

※自然災害等により研修会を中止することもあります。

FAX返信先 048-665-3888

関東信越税理士会埼玉県支部連合会

第3回県連特別研修会(埼玉税協・国保共催)の開催について

県連・埼玉税協・国保共催の研修会を下記の要領にて開催いたします。会員及び事務所職員の皆さまの受講をお待ちしております。

なお、会員におかれましては、会員本人の「研修受講カード」を忘れずにお持ちください。

受講カードは、本人分のみのお受けとなります。

お申し込みが定員を超えた場合は税理士会員を優先しますので、あらかじめご了承ください。

日 時：平成28年1月7日(木) **3時間でカウント** 13:30～16:30 (受付開始13:00)

テーマ：所得税確定申告直前チェックポイントー改正点と注意点ー

講師：税理士 工藤 雅幸 氏

場 所：大宮ソニックシティ 小ホール

住 所 〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5

電話番号 048-647-4111

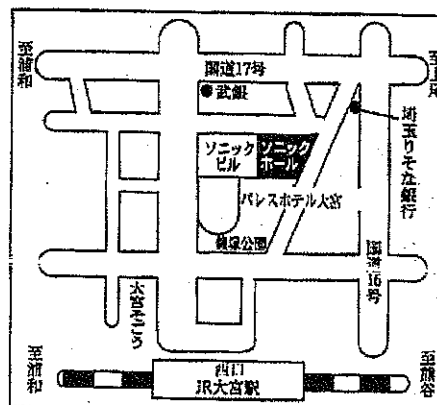
定 員：490名(先着順。締切日を12月17日(木)としますが、定員に達した時点で受付を終了することもあります。)

テキスト代：会 員：無 料

事務所職員：2,000円(事務所職員の方は有料となりますので、あらかじめご了承ください)。テキスト代は当日会場にて申し受けます。つり銭のないようご注意ください。)

申込方法：別紙の受講申し込み用紙をご使用いただき、県連事務局宛FAXにてお申し込みください。

会場案内図



平成28年3月申告用

所得税の 確定申告の 手引

申告書全様式の
記載例つき

竹田勝哉 編

B5判796頁/定価:本体1,800円+税 ★送料実費

計算例や申告書の記載例を
豊富に収録した最新版!!

■申告書に沿って、税法・通達改正等を織り込み、所得の種類別にその計算方法から、実際の確定申告書の書き方までを体系的にとりまとめて工夫編集。

■申告書の記載例については、平成27年分で使用されるすべての申告書の様式と多くの附属計算書の記載例を示し、わかりやすく解説。

■復興特別所得税についても適宜収録。

平成27年度税制改正事項を
完全収録!!!

申告書の記載例をもとに、
わかりやすく解説!!

確定申告は
この1冊で万全

平成28年1月発刊

主要目次.....

■平成27年分 確定申告書の記載例

■平成27年度税制改正(所得税関係)のあらまし

第1章 確定申告とは

第2章 確定申告書B(分離課税用(第三表)及び損失申告用(第四表)の確定申告書を含む。)の書き方

1 収入金額等・所得金額

事業所得/不動産所得/利子所得/配当所得/給与所得/
一時所得・雑所得/譲渡所得/分離課税の所得/
山林所得/退職所得/所得の「合計」の仕方

2 所得から差し引かれる金額=所得控除

●本人・控除対象配偶者・扶養親族の所得控除額の合計表
●各種所得控除が認められる人的要件一覧

3 納める税金の計算

4 住民税・事業税に関する事項

第3章 確定申告書A(給与所得・雑所得・配当所得・一時所得だけの人等用)の書き方

第4章 確定申告を誤った場合などの手続

1 修正申告 2 更正の請求

第5章 非居住者の確定申告

第6章 住民税及び事業税に関する申告の手引

1 住民税 2 事業税

〈参考〉

- ・主な非課税所得の一覧表
- ・源泉徴収で課税が完結する所得の一覧表
- ・復興特別所得税のあらまし
- ・帳簿書類の電子データ保存制度のあらまし
- ・社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のあらまし
- ・減価償却資産の耐用年数表/・余命年数表
- ・雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」について
- ・平成27年分 所得税の税額表/平成27年分 簡易給与所得表

特別附録

平成27年分 個人事業者のための
消費税のあらましと申告の仕方

図言申込書

下記のとおり申し込みます。

平成28年3月申告用 <竹田勝哉 編>

所得税の確定申告の手引

ご住所(〒) 電話() - 番

貴(社)名

部署名(部 課) ご担当者名()

※ご記入いただいた氏名・住所・電話番号等は、小社の商品発送、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために使用いたします。

■発売所■ 株式会社 清文社

〒101-0047
東京都千代田区内神田1-6-6
MIFビル

TEL.03-6273-7946

FAX.03-3518-0299

http://www.skattsei.co.jp

平成 27 年 11 月

各 位

株式会社 清文社

平成 28 年 3 月申告用『所得税の確定申告の手引-関東信越版』のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今般、平成 28 年 3 月申告用「所得税の確定申告の手引-関東信越版」が平成 27 年 12 月末日に
発刊することになりましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、裏面のパンフレットをご参照の上、下記により関東信越税理士会 熊谷支部様まで、
FAXまたはTELにて、お申し込み下さいますようお願い致します。

敬具

記

1. 書籍名・特別価格等（税込）

書 籍 名	規 格	定 価	特 別 価 格
平成 28 年 3 月申告用『所得税の確定申告の手引-関東信越版』	B5 判 796 頁	1,890 円	1,700 円

2. 納 品 方 法 平成 28 年 1 月上旬に熊谷支部事務局様にご送付予定です。
 ご注文いただきました方は、支部事務局までお越しく下さい。
3. 精 算 方 法 代金と引き換えでお願い致します。
4. 申 込 締 切 平成 27 年 12 月 21 日（月）
5. 問い合わせ先 株式会社 清文社 営業部：三馬
 東京都千代田区内神田 1-6-6 (MIFビル)

申 込 書

平成 27 年 月 日

関東信越税理士会 熊谷支部 御中

貴所名 _____ ご担当者 _____

ご住所（〒 _____ ） _____

TEL _____ FAX _____

平成 28 年 3 月申告用「所得税の確定申告の手引」  申し込みます。

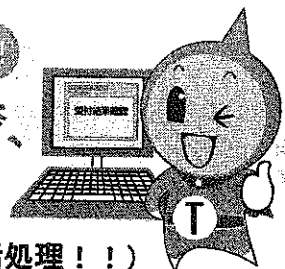
お申し込みは ⇒ **FAX: 048-521-9612** 番号間違えにご注意下さい。

エルタックス eLTAX

地方税申告もネットが便利！

自宅で、オフィスで、
らくらく申告！

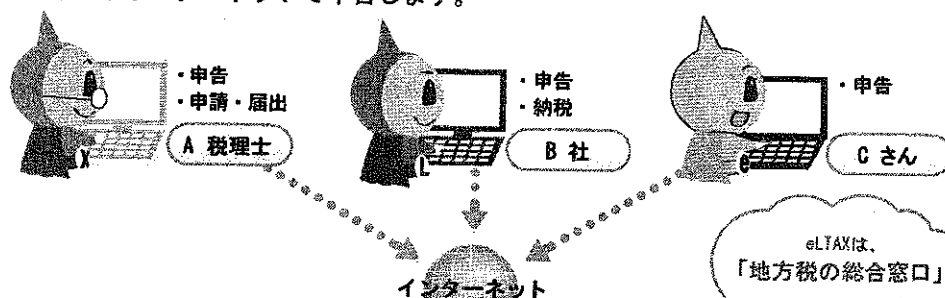
(複数の申告も、ネットなら一括処理！！)



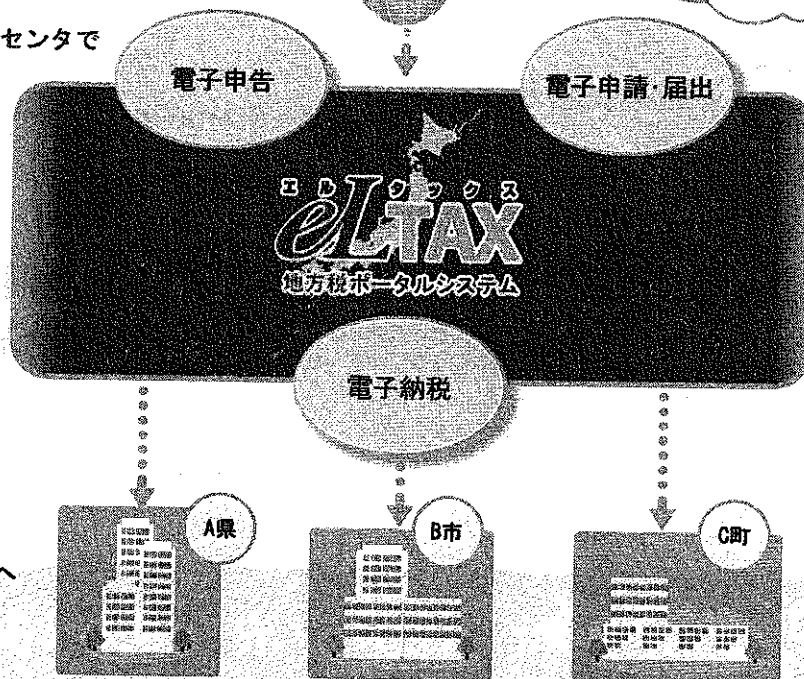
地方税ポータルシステム(eLTAX/エルタックス)は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。地方税の申告や納税を窓口に向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて、簡単に行うことができます。もう、混雑する窓口へ出かける必要はありません。

eLTAXの概要

1. オフィス(自宅)からインターネットで申告します。



2. 地方税ポータルセンタで
受付します。



3. 各地方公共団体へ
配信されます。

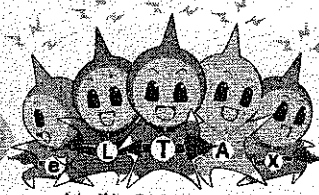
利用できる時間

8:30~24:00
(土日祝日、年末年始を除く。)

料金について

eLTAX
のご利用は

無料
です！



イメージキャラクター:エルレンジャー

eLTAXをご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要があります。これらの準備には費用が必要なものもあります。

eLTAXで申告するメリット

◎手続きが自宅やオフィスでできる！

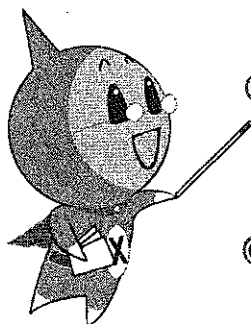
インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。

◎複数の申告も一括で処理できる！

利用者が作成した申告等の電子データを送信するだけで、ポータルセンタが提出先を判断し、それぞれの地方公共団体へ送信します。

◎申告書がラクラク作成できる！

様々な申告書の作成支援が受けられます。



eLTAXで利用できるサービス

すでに電子化されている申告手続きと関連性の高い申請・届出手続きや納付手続きがeLTAXから行えます。

提供サービスは順次追加していきます！

1 電子申告対象税目

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 地方法人特別税
- 法人市町村民税
- 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書や特別徴収関連手続)
- 事業所税

2 電子納税

- 申告手続きに関連した納付手続きが可能です。
- ※固定資産税(償却資産)を除く。

3 電子申請・届出

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続きに関連した申請・届出手続き

※地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、ホームページでご確認ください。

利用届出(新規)を提出後、利用者IDと仮暗証番号を用いて、直ちに電子申告等のサービスを利用することができます！

利用届出の提出及び詳しい情報は
eLTAXホームページをご覧ください

▶ <http://www.eltax.jp/>

スマートフォン・携帯電話からもご覧いただけるようになりました！

※利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

電話(ヘルプデスク)による
お問い合わせは

▶ 0570-081459

ヘルプデスク受付時間 9:00~17:00

(土日祝日・年末年始を除く)

▶ 03-5500-7010

上記の電話番号でつながらない場合

国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。 ▶ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>



一般社団法人 地方税電子化協議会

熊谷市市民税課 電話 048-524-1111(代表)
深谷市市民税課 電話 048-571-1211(代表)
寄居町税務課 電話 048-581-2121(代表)

平成26年度個人住民税納税率(速報値) 前年度比較 26年度納税率順

H26 順位	市町村名	H26納税率	H25納税率	増減	H25 順位	備 考
1	東秩父村	99.8	99.9	-0.1	1	
2	越生町	96.9	96.5	0.4	2	
3	福川市	96.8	96.2	0.6	3	
4	加須市	96.8	95.8	1.0	4	
5	鳩山町	95.8	95.4	0.4	5	
6	横瀬町	95.7	95.2	0.5	7	
7	皆野町	95.7	95.2	0.5	8	
8	越谷市	95.4	95.4	0.0	6	
9	美里町	95.3	93.7	1.6	15	
10	川島町	95.2	94.7	0.5	9	
11	白岡市	95.0	94.5	0.5	10	
12	羽生市	94.7	93.4	1.3	18	
13	嵐山町	94.7	94.2	0.5	11	
14	幸手市	94.6	93.4	1.2	17	
15	北本市	94.5	94.2	0.3	12	
16	三芳町	94.5	93.9	0.6	13	
17	杉戸町	94.4	93.5	0.9	16	
18	上尾市	94.1	92.6	1.5	24	
19	小川町	93.9	93.0	0.9	19	
20	さいたま市	93.8	93.0	0.8	21	
21	熊谷市	93.8	93.0	0.8	20	
22	鴻巣市	93.7	92.9	0.8	22	
23	行田市	93.7	92.0	1.7	33	
24	和光市	93.6	92.2	1.4	31	
25	宮代町	93.6	93.8	-0.2	14	
26	久喜市	93.5	92.7	0.8	23	
27	梁谷市	93.4	92.4	1.0	26	
28	本庄市	93.4	92.4	1.0	27	
29	東松山市	93.4	91.5	1.9	37	
30	蓮田市	93.3	91.9	1.4	34	
31	小蔵野町	93.2	92.2	1.0	29	
32	滑川町	93.0	92.4	0.6	25	
33	春日部市	93.0	91.3	1.7	39	
34	飯能市	93.0	92.3	0.7	28	
35	吉川市	92.9	92.2	0.7	30	
36	毛呂山町	92.7	91.0	1.7	43	
37	寄居町	92.5	89.7	2.8	48	
38	入間市	92.5	90.9	1.6	45	
39	川越市	92.4	91.2	1.2	41	
40	吉貝町	92.4	92.0	0.4	32	

H26 順位	市町村名	H26納税率	H25納税率	増減	H25 順位	備 考
41	秩父市	92.4	91.8	0.6	35	
42	志木市	92.4	91.7	0.7	36	
43	長瀬町	92.3	91.2	1.1	40	
44	朝霞市	92.2	91.0	1.2	42	
45	日高市	91.4	90.9	0.5	44	
46	鶴ヶ島市	91.4	90.8	0.6	46	
47	伊奈町	91.3	91.3	0.0	38	
48	富士見市	91.0	88.7	1.3	49	
49	狭山市	90.8	89.9	0.9	47	
50	戸田市	90.6	89.5	1.1	51	
51	ときがわ町	90.3	89.6	0.7	50	
52	松伏町	90.2	89.2	1.0	53	
53	坂戸市	90.2	88.8	1.4	57	
54	三郷市	90.2	88.9	1.3	56	
55	ふじみ野市	90.1	89.2	0.9	54	
56	神川町	89.6	89.0	0.6	55	
57	八潮市	89.6	87.9	1.7	59	
58	所沢市	89.4	89.2	0.2	52	
59	上里町	88.6	88.4	0.2	58	
60	新座市	88.6	87.2	1.4	62	
61	蕨市	88.5	87.8	0.7	60	
62	草加市	88.3	87.3	1.0	61	
63	川口市	87.5	86.2	1.3	63	
県平均		92.1	91.2	0.9		
全国平均		94.2	93.4	0.8		

- (注)
- 1 納税率は、個人市町村住民税の収入済額を課税額で除した値を小数点以下第2位で四捨五入して算出した。
 - 2 順位は小数点以下第2位以下も加味した。
 - 3 平成26年度の全国平均は総務省発表のため、県が独自に調査したものである。

全国平均以上の団体
(H26:94.2% H25:93.4%)

→ 1団体

県平均以上の団体
(H26:92.1% H25:91.2%)

→ 5団体

→ 1団体

日時 平成 27 年 11 月 5 日 (木)

9 時 30 分～

場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

席上配付資料「平成 26 年度個人住民税納税率（速報値）前年度比較 26 年度納税率順」

4 税務署からの連絡事項

(1) 社会保障・税番号制度について

(総務課)

別添 1 「国税庁法人番号サイト」参照

別添 2 「個人番号カード総合サイト（地方公共団体情報システム機構）」参照

国税庁ホームページに「国税庁法人番号サイト」が開設され、平成 27 年 10 月 26 日の夕刻以降、通知したもののから順次、法人の基本 3 情報を検索・閲覧することができるようになりました。

また、法人番号の指定を受けない団体が、法人番号の指定を受けるための、届出書の様式についても、掲載されておりますのでご確認ください。

さらに、10 月から通知されている個人番号ですが、各市町村の通知カードの郵送状況が、地方公共団体情報システム機構の「個人番号カード総合サイト」で確認できます。最新情報を確認しましたので、別添資料をご確認ください。

(2) 平成 27 年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第二期分について
(管理運営部門)

- イ 納期限・口座振替日 平成27年11月30日(月)
顧問先に対し、期限内納付又は前日までの残高確認についてご指導をお願いします。
- ロ 口座振替未利用者の納付書送付日 平成27年10月30日(金)
口座振替依頼書を同封しておりますので、口座振替の利用についても勧奨をお願いします。

(3) 納税証明書のオンライン請求の利用勧奨文書の発送について (管理運営部門)
発送予定日 平成 27 年 11 月 18 日 (水)
別添 3「納税証明書のオンライン請求をご利用ください」参照
別添 4「e-Taxを使ったとても便利な納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください」参照

熊谷税務署管内でe-Taxの利用開始届出書の提出があり、平成 26 年度に窓口において納税証明書の交付請求を複数回行っている方に、オンライン請求に係る利用勧奨文書を送付する予定ですので、積極的に利用いただきますようご指導をお願いいたします。

(4) 自宅等からの ICT 申告の推進について (個人課税部門)
別添 5「確定申告は自宅で作成し郵送で提出」参照
別添 6「確定申告は自宅で作成し郵送で提出(源泉徴収票サイズ)」参照
別添 7「源泉徴収義務者の方へ」参照

平成 27 年分の確定申告においては、昨年に引き続き、自宅等からの ICT 申告の促進を図り、確定申告会場への来署(所)人員の削減を図るため、給与所得者及び年金所得者を対象とした ICT 申告の周知・利用勧奨について、局署を挙げ取り組むこととしております。

取組の一例をご紹介しますと、局においては、①一定の調査課所管法人へ局幹部が臨場して、働き掛けを行う。②従業員 500 名以上の源泉徴収義務者に対し、課税第一部長及び調査査察部長連名(署所管法人は課税第一部長名)の協力要請文を発送する。

署においては、①一定の署所管法人へ、署幹部が臨場して働き掛けを行う。②法人会等の関係民間団体を通じて、傘下会員に対し働き掛けを行う。③年末調整説明会等の各種説明会において、法人に対し働き掛けを行う、などの施策を予定しております。

先生方におかれましては、関与先法人等に対し、従業員への「国税庁HPの確定申告書等作成コーナー」の利用に係る周知等を行っていただきますととも

に、関与先法人から従業員の申告相談等の実施について相談があった場合には、当該法人と協議の上、積極的な対応をお願いいたします。

(5) 決算説明会の開催について (個人課税部門)

別添8「平成27年分 決算等説明会日程」参照

熊谷税務署では、別添8に記載の日程で決算説明会を開催いたします。
講師の先生には、ご多忙の中、お引き受けいただきありがとうございます。

(6) 青色申告会会員のe-Tax推進についてのお願い (個人課税部門)

税務署では青色申告会に対しまして、派遣税理士の代理送信によるe-Tax確定申告書の提出をお願いしているところでございます。

確定申告期に向けて、税理士会と青色申告会の事務局である、商工会議所、商工会及びJA（農協）との間で、税理士の協議派遣契約を交わす際に、税理士会から青色申告会へe-Taxの利便性についてご説明いただきますと、代理送信によるe-Tax申告件数の増加に繋がると思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

青色申告会会員のe-Tax普及・推進につきましては、税務署の力だけでは限界がございますので、税理士会並びに青色申告会に加入している先生から、青色申告会への働きかけをよろしくお願いいたします。

(7) 扶養控除等の控除誤りの是正に係るお尋ねについて (法人課税部門)

発送日 平成27年10月19日（月）

回答期限 平成27年11月6日（金）

扶養控除等の控除誤りの是正についてのお尋ねを源泉徴収義務者に対して、10月19日に発送させていただいています。関与先から問い合わせがございましたら、御指導をよろしくお願いいたします。

(8) 年末調整関係用紙等の発送の遅延について (法人課税部門)

別添9「年末調整関係用紙等の発送の遅延について」

関東信越国税局では、年末調整関係用紙等の封入業務を外部委託しておりますが、本年、栃木県及び長野県下の一部の税務署の源泉徴収義務者の皆様に送付する年末調整関係用紙等の発送に遅延が生じております。

発送遅延の状況及び対応につきましては、別添9をご確認ください。

5 熊谷市からの連絡事項 (鶴田市民税課長)

席上配付資料「地方税ポータルシステムeLTAX」

添付書類

- 1 「国税庁法人番号サイト」
- 2 「個人番号カード総合サイト（地方公共団体情報システム機構）」
- 3 「納税証明書のオンライン請求をご利用ください」
- 4 「e-Taxを使ったとても便利な納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください」
- 5 「確定申告は自宅で作成し郵送で提出」
- 6 「確定申告は自宅で作成し郵送で提出（源泉徴収票サイズ）」
- 7 「源泉徴収義務者の方へ」
- 8 「平成27年分 決算等説明会日程」
- 9 「年末調整関係用紙等の発送の遅延について」

席上配付資料

- 「地方税ポータルシステムeLTAX」
- 「平成26年度個人住民税納税率（速報値）前年度比較 26年度納税率順」

社会保険・税番号制度
国税庁 法人番号公表サイト

平成27年10月26日(月)の夕刻以降、通知したものから順次、法人の基本3情報を検索・閲覧することができるようになります。

「法人番号の「通知・公表」開始スケジュールについて」をご覧ください。

[法人番号の「通知・公表」開始スケジュールについて](#)

このサイトでは、法人番号の指定を受けた者の1.商号又は名称、2.本店又は主たる事務所の所在地、3.法人番号(基本3情報)を公表しています。また、「基本3情報ダウンロード」画面より、データをダウンロードすることもできます。

検索方法について調べたい場合は、「ご利用方法について」をクリックしてください。

[ご利用方法について](#)

「国の機関、地方公共団体」の基本3情報は、検索・閲覧機能で確認する方法に加え、一覧表形式でも確認することができます。

[国の機関等一覧](#)



法人番号で法人の商号及び所在地などを調べる

法人番号
13桁 半角数字

1234567890123

入力例: 1234567890123

0桁

検索

複数の法人番号でまとめて検索したい場合は、「法人番号でまとめて検索する」をクリックしてください。

[法人番号でまとめて検索する](#)



法人の商号及び所在地などから法人番号を調べる

商号又は名称

商号又は名称については、通称や略称ではなく、正式名称で入力してください。

☒ 前方一致 ☐ 部分一致

国税庁

☐ 読み仮名で検索(カタカナ)

☐ 入力した文字そのまま検索

(注) 「前方一致」又は「読み仮名で検索(カタカナ)」を選択した場合は、「株式会社(カブシキガイシャ)」などの文字を除いて入力してください。

(注) 「読み仮名で検索(カタカナ)」と「入力した文字そのまま検索」は、いずれかを選択することができます。

所在地

郵便番号又は都道府県以下のいずれかを検索条件として指定することができます。

(注) 郵便番号又は都道府県以下のいずれかを入力すると、「解除」ボタンが表示されます。「解除」ボタンをクリックすることで、郵便番号又は都道府県以下に入力した内容がクリアされます。

郵便番号

7桁 半角数字
ハイフン無し

入力例: 1234567

都道府県

選択してください

市区町村

選択してください

丁目番地等

入力例: 設が関3丁目1-1

(注) 丁目番地等の検索に当たって、例えば「三丁目」を検索する場合には「三」を算用数字の「3」に、「1番1号」を検索する場合には「1番1号」を「1-1」に置き換えて入力してください。

(注) 国外所在地で検索を行う場合は、「都道府県」の選択肢から「国外」を選択し、表示された「国外所在地」に入力してください。

検索条件の設定

法人種別などその他の条件を開く

検索

クリア

法人番号とは

法人番号は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための社会基盤です。

法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。

法人の支店・事業所等や個人事業者、民法上の組合等には指定されません。

法人番号は、マイナンバー(個人番号)とは異なり、利用範囲の制約がなく、どなたでも自由に利用できます。

国の機関等一覧

通知書について

各種資料の紹介

よくある質問

法人番号はどのような団体に指定されるのでしょうか。

一定の要件に該当するとは、具体的にどのような場合をいうのでしょうか。

当団体は、人格のない社団等に該当しますが、どのような場合に法人番号が指定されるのでしょうか。

法人番号はどのように指定されるのでしょうか(桁数)。

法人番号はどのように公表されるのですか。また、どのような情報が公表されるのでしょうか。

法人番号等の基本3情報(商号や本店所在地及び法人番号)は、なぜ公表されるのでしょうか。

基本3情報のデータを取得する

基本3情報ダウンロード

法人の基本3情報をCSV又はXML形式でダウンロードすることができます。

Web-API

法人の基本3情報をシステム間連携により取得するためのAPIを公開しています。

各種手続

各種手続のしかたや届出書などの様式を掲載しています。

法人番号の指定を受けるための届出

名称・所在地等の変更の届出

法人番号等の公表同意

公表同意の撤回

お知らせ

お知らせ一覧

平成27年10月15日	番号法施行日以降に新たにできた設立登記のない法人の通知発送スケジュール
平成27年10月15日	法人番号の指定を受けるための届出をした法人の通知発送スケジュール
平成27年10月5日	番号法施行日以降に新たに設立登記した法人の通知書発送スケジュールについて
平成27年10月5日	法人番号の「通知・公表」開始スケジュールについて

バナー



Copyright(c) 国税庁

〒113-8582 東京都文京区湯島4丁目6-15 湯島地方合同庁舎 国税庁 長官官房企画課 法人番号管理室 電話番号・案内図

社会保険・税番号制度
国税庁 法人番号公表サイト

検索結果一覧

検索条件: 前方一致/国税庁/登記記録の閉鎖等含める/商号等五十音順(昇順)

1件 見つかりました。

法人番号	商号又は名称	所在地	変更履歴情報等
7000012050002	国税庁	東京都千代田区霞が関3丁目1-1	履歴等

1件 ~ 1件 (全1件)

Copyright(c)国税庁

〒113-8582 東京都文京区湯島4丁目6-15 湯島地方合同庁舎 国税庁 長官官房企画課 法人番号管理室 電話番号・案内図

社会保障・税番号制度

国税庁 法人番号公表サイト

平成27年10月27日12時13分時点の情報です。

国税庁の情報

最新情報

法人番号

7000012050002

商号又は名称

国税庁

本店又は主たる事務所の所在地

東京都千代田区霞が関3丁目1-1

最終更新年月日

平成27年10月26日

変更履歴情報

公表以後の変更履歴について表示しています。

No.1

法人番号指定年月日 平成27年10月5日

新規

Copyright(c)国税庁

〒113-8582 東京都文京区湯島4丁目6-15 湯島地方合同庁舎 国税庁 長官官房企画課 法人番号管理室 電話番号・案内図

社会保障・税番号制度
国税庁 法人番号公表サイト

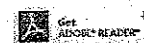
法人番号の指定を受けるための届出

概要

設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等で、法人番号の指定を受けていない団体が、法人番号の指定を受ける場合の手続です。

法人番号の指定を受けるための届出書兼法人番号等の公表同意書 [ダウンロード\(PDF/314KB\)](#)

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、次のバナーのリンク先からダウンロードしてください。



手続根拠

番号法第58条第2項

手続対象者

設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等であって、次のいずれかに該当する者(すでに法人番号の指定を受けた者は除きます。)

1. 国税に関する法律の規定に基づき申告書等を提出する者
例) ボランティアで運営される人格のない社団等(法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務がない団体)で、報酬等の支払調書の提出義務者となる場合
2. 国税に関する法律の規定に基づき申告書等を提出する者から当該申告書等に記載するため必要があるとして、法人番号の提供を求められる者
例) 報酬等の支払いを受け、報酬等の支払調書の提出義務者から法人番号の提出を求められる団体
3. 国内に本店又は主たる事務所を有する法人
例) 国内法に基づき成立したが設立の登記を行わない法人に該当する場合、具体的には、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務がない土地改良区といった公共法人や、親会社から社員を派遣されて運営している健康保険組合等の公益法人

提出時期

随時提出してください。

なお、持参いただく場合の受付は、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後6時まで(土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く)となっております。

提出方法

必要事項を記載の上、添付書類と併せて提出先に持参又は郵送してください。

提出先

〒113-8582
東京都文京区湯島4丁目6-15 湯島地方合同庁舎
国税庁 長官官房企画課 法人番号管理室
[法人番号管理室の所在地・電話番号](#)

手数料

手数料は不要です。

添付書類・部数

- ・ 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し(国内に本店又は主たる事務所を有しないものはその和訳文)(1部)
- ・ 設立に当たり法令の規定により国の機関又は地方公共団体の機関の許認可等を必要とする法人は、当該許認可等を証する書類の写し(1部)

Copyright(c)国税庁

〒113-8582 東京都文京区湯島4丁目6-15 湯島地方合同庁舎 国税庁 長官官房企画課 法人番号管理室 電話番号・案内図

法人番号の指定を受けるための届出書兼法人番号等の公表同意書

※ 太枠は必ず記載してください。

年 月 日 国税庁長官殿	法 人 区 分	☐ 設立登記法人以外の法人 (国の機関、地方公共団体は除く)	☐ 人格のない社団等 ※ 「公表同意」欄をご確認ください。
	(フリガナ)		
	商号又は名称		
	(フリガナ)		
	本店又は主たる事務所の所在地 ※ 「国外」にレ印を付した場合は日本国外にある本店又は主たる事務所の所在地を記載	☐ 国内 ☐ 国外	(〒 -) (電話番号)
(フリガナ)			
国内における事務所又は営業所の所在地			(〒 -) (電話番号 -)
(フリガナ)			
代表者又は管理人氏名			印
※ 国内に本店又は主たる事務所を有しない場合は、国内における代表者又は管理人氏名			

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、法人番号の指定を受けるために、次のとおり届け出ます。

該 当 区 分	☐ 国税に関する法律の規定に基づき、税務署長その他行政機関の長若しくはその職員に申告書等を提出する者又はその者から当該申告書等に記載するため必要があるとして法人番号の提供を求められる者 ☐ 国内に本店又は主たる事務所を有する法人
設立(開設)年月日	年 月 日
添 付 書 類	☐ 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し * (日本語以外の言語で記載している場合は和訳文を添付) ☐ 設立に当たり法令の規定により国の機関又は地方公共団体の機関の許認可等を必要とする法人は、当該許認可等を証する書類の写し

※ 人格のない社団等で、①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号の公表に同意する場合にご記載ください。

公 表 同 意	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、 ①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号を公表することに ☐ 同意します。
---------	--

法人番号										回 付 日		審 査	
入力処理日										備 考			

注意 整理欄は記載しないでください。

◎ この届出書兼同意書は、「設立登記法人以外の法人(国の機関、地方公共団体は除く)」又は「人格のない社団等」で、国税庁長官から法人番号の指定を受けていない法人等の代表者又は管理人の方が使用するものです。(提出の際は、裏面の記載要領等をご確認ください。)

法人番号の指定を受けるための届出書 兼法人番号等の公表同意書の記載要領等

1 「法人番号の指定を受けるための届出書兼法人番号等の公表同意書」について

この届出書兼同意書は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき「設立登記法人以外の法人（国の機関、地方公共団体は除く）（以下「設立登記法人以外の法人」といいます。）」又は「人格のない社団等」であって、法人番号の指定を受けていない法人等が、法人番号の指定を受けるため、国税庁長官に「添付書類」欄に掲げる書類とともに提出するものです。

2 記載方法

- (1) 「法人区分」欄には、この届出書兼同意書を提出する法人等の法人区分について、該当するいずれかの□（チェック欄）にレ印を付してください。選択肢にある区分については、次の説明を参考になしてください。

イ 設立登記法人以外の法人

「設立登記法人以外の法人」とは、日本の法律の規定によって成立（民法第33条第1項）したが、設立の登記を行わない法人及び日本国においてその成立を認許された外国法人（民法第35条）のことをいいます。

日本の法律の規定においてその成立を認許された外国法人の例として、外国の行政区画、外国会社及び法律又は条約の規定によって認許された外国法人があります。

ロ 人格のない社団等

「人格のない社団等」とは、「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」をいいます。

この、「代表者又は管理人の定めがあるもの」とは、当該社団又は財団の定款、寄附行為、規約等によって代表者又は管理人が定められている場合のほか、当該社団又は財団の業務に関する契約を締結し、その金銭や物品を管理する業務を主宰する者が事実上存在する場合をいいます。

具体的には、①団体としての組織を備えていること、②多数決の原理が行われていること、③構成員が変更しても団体そのものは存続すること、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること、の要件が備わる団体が該当します。

- (2) 「商号又は名称」欄には、この届出書兼同意書を提出する法人等の商号又は名称を記載してください。

- (3) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、この届出書兼同意書を提出する法人等の本店又は主たる事務所の所在地について、「国内」又は「国外」のいずれかの□（チェック欄）にレ印を付した上で、当該所在地及び電話番号を記載してください。

- (4) 「国内における事務所又は営業所の所在地」欄には、日本国内に本店又は主たる事務所を有しない（上記(3)で「国外」にレ印を付した）場合に、日本国内における事務所又は営業所の所在地及び電話番号を記載してください。

なお、日本国内における事務所又は営業所の所在地が二つ以上ある場合は、主たるものの所在地及び電話番号を記載してください。

- (5) 「代表者又は管理人氏名」欄には、法人等の代表者又は管理人が氏名を記載し、押印してください。

なお、日本国内に本店又は主たる事務所を有しない（上記(3)で「国外」にレ印を付した）場合は、上記(4)の事務所又は営業所の代表者又は管理人が氏名を記載し、押印してください。

- (6) 「該当区分」欄には、この届出書兼同意書の提出できる資格を表示していますので、該当するいずれかの□（チェック欄）にレ印を付してください。

イ 「国税に関する法律に基づき、税務署長その他行政機関の長若しくはその職員に申告書等を提出する者又はその者から当該申告書等に記載するため必要があるとして法人番号の提供を求められる者」の具体例には、法人番号の指定を受けていない人格のない社団等（法人税・消費税の申告義務又は給与等の所得税の源泉徴収義務がない団体が該当します。）が、出版物を発行する際に、原稿料やデザイン料を支払うことにより、報酬の支払調書の提出義務者となる場合などが該当します。

ロ 「国内に本店又は主たる事務所を有する法人」には、法人税・消費税の申告義務又は給与等の所得税の源泉徴収義務がない土地改良区といった公共法人や、健康保険組合といった公益法人等が該当します。

- (7) 「設立（開設）年月日」欄には、本店又は主たる事務所を設立（又は開設）した年月日を記載してください。

なお、上記(3)で「国外」にレ印を付した者は、上記(4)の事務所又は営業所を開設した年月日を記載してください。

- (8) 「添付書類」欄には、この届出書兼同意書に添付した書類の□（チェック欄）にレ印を付してください。

- (9) 「公表同意」欄には、人格のない社団等の代表者又は管理人が①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号（以下「基本3情報」といいます。）の公表に同意する場合、□（チェック欄）にレ印を付してください。

3 注意事項

人格のない社団等の代表者又は管理人が公表に同意した場合、インターネット（「国税庁法人番号公表サイト」）を利用して基本3情報を公表します。

また、公表に同意した後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することとしています。

基本3情報の公表同意及び同意の撤回については、次の事項をよくお読みください。

- 国税庁法人番号公表サイトには、各法人の情報を検索・閲覧する機能以外に、各法人の情報をダウンロードする機能があります。これら2つの機能で提供する基本3情報は、それぞれ更新期間が異なります（検索・閲覧機能は随時更新され、ダウンロード機能は一定期間ごとに更新されます）。このため「公表の同意を撤回する旨の届出書」が提出され、同サイトの画面で基本3情報を閲覧することができなくなっても、ダウンロード用のデータにはその更新期限まで一時的に基本3情報が残ります。

- 基本3情報は、国税庁法人番号公表サイトで公表後、広く一般に活用されるため、「公表の同意を撤回する旨の届出書」を提出して公表を取りやめた場合でも、一度インターネットに公表した情報の流通を完全に止めることは事実上不可能となります。

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、行政機関の長等は国税庁長官に対して基本3情報の提供を求めることができるとされています。このため、公表の同意が得られない場合であっても、他の行政機関の長等に基本3情報を提供することがあります。

なお、提供された情報は、各行政機関等において守秘義務が課された情報として十分注意して取り扱われることとなります。

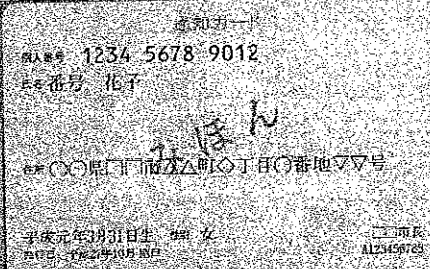
※ この書類は、国税庁長官官房企画課法人番号管理室にご提出ください。

地方公共団体情報システム機構：地方公共団体情報システム機構（J-LIS）とは、都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。

個人番号カード総合サ イト

English 簡体中文 繁体中文 한국어 Español Português 日本語

文字サイズ 色合い



1人に1つ。マイナンバー はじまります

マイナンバー とは	通知カード について	個人番号カード について	個人番号カード 交付申請	個人番号カード の受け取り	よくあるご質問	リンク ダウンロード	お問い合わせ
--------------	---------------	-----------------	-----------------	------------------	---------	---------------	--------

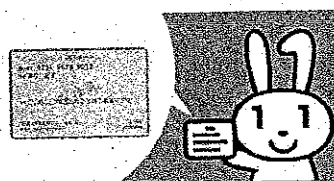
【マイナンバー（個人番号）のお知らせ 個人番号カード交付申請のご案内】はこちら

トピックス

- 2015年10月5日 個人番号カードの申請に関するコンテンツを追加しました
- 2015年10月1日 個人番号カード交付申請の方法について詳細を追加しました
- 2015年10月1日 お問い合わせフォームを開設しました
- 2015年7月16日 HPがオープンしました

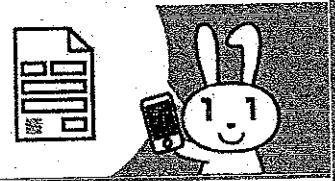
まずは通知カードの受け取りを

平成27年10月から



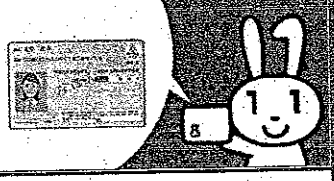
市区町村から住民票の住所に
通知カードが届きます

通知カードが届いたら



同封された申請書で個人番号
カードの申請ができます

平成28年1月から



個人番号カードが
受けとれます

重要

- ・通知カードは、みなさまの住民票の住所に簡易書留で届きます。
- ・今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、お住まいの市区町村に住民票の異動をお願いします。
- ・通知カードは転送されませんのでご注意ください。

通知カードについて

メリットいっぱい個人番号カード

個人番号を証明する書類として

各種行政手続きのオンライン申請

本人確認の際の公的な身分証明書

各種民間のオンライン取引に

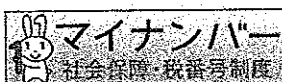
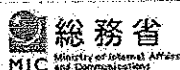
様々なサービスを搭載した
多目的カード（※）

コンビニなどで
各種証明書を取得（※）

※ 市区町村によりサービスの内容が異なりますので、詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

個人番号カード もっと知りたい

マイナンバーとは



個人情報保護方針

個人情報のお取り扱いについて

サイト利用規約

リンク・著作権

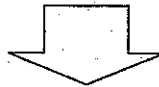
サイトマップ



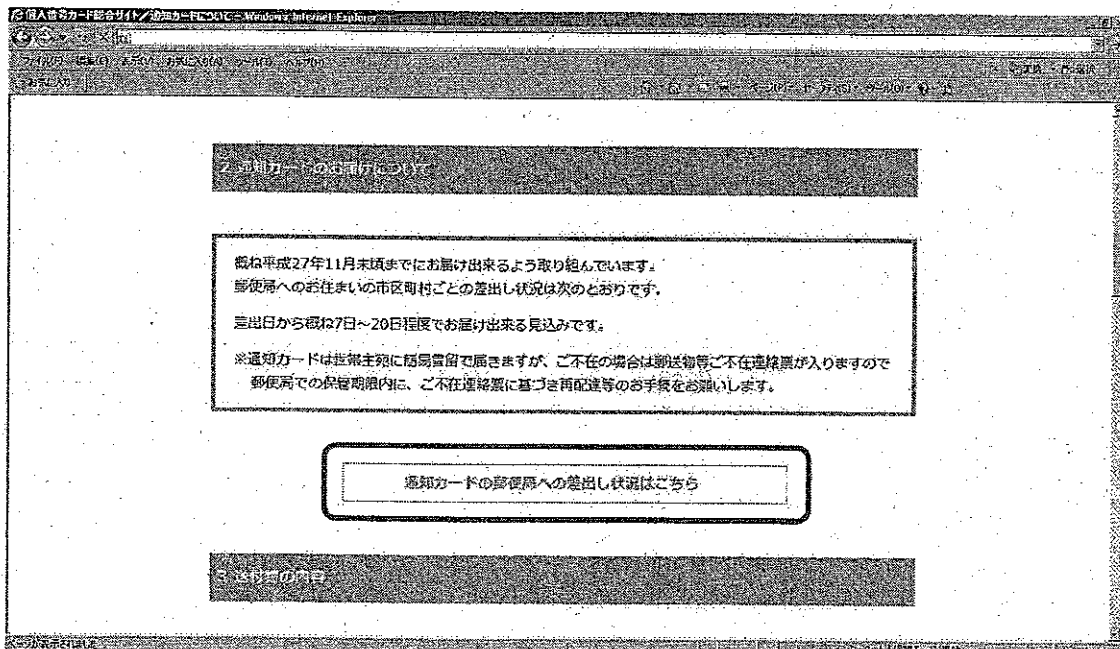
Copyright © 2015 J-LIS All Rights Reserved.

【個人番号カード総合サイト／トップページ】

<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



【個人番号カード総合サイト／通知カードについて】



【個人番号カード総合サイト／通知カードの郵便局への差出し状況】

個人番号カード総合サイト／通知カードの郵便局への差出し状況 - Windows Internet Explorer

通知カードの郵便局への差出し状況

市区町村ごとの郵便局への通知カード差出し状況です。
差出日から概ね7日～20日程度でお届け出来る見込みです。

都道府県名から検索する

北海道	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	熊本県
大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県			

北海道

ア行 カ行 キ行 ク行 ケ行 コ行 サ行 シ行 ス行 セ行 ソ行

通知カードの郵便局への差出し状況（1／4）

地方公共団体情報システム機構「個人番号カード総合サイト」より

署 名	市町村名	差 出 日
水 戸 署	水戸市 笠間市 小美玉市 茨城町 大洗町	
日 立 署	日立市 高萩市 北茨城	10/23 10/27
土 浦 署	土浦市 石岡市 つくば市 かすみがうら市 つくばみらい市	
古 河 署	古河市 坂東市 五霞町	
下 館 署	筑西市 結城市 下妻市 常陸大宮市 桜川市	
竜ヶ崎署	龍ヶ崎市 取手市 牛久谷市 守谷市 稲敷市 美土里町 阿見町 河内町	10/27
太 田 署	常陸太田市 ひたち大宮市 常陸大宮市 那珂市 東大宮市	

署 名	市町村名	差 出 日
潮 来 署	鹿嶋市 潮来市 神栖方市 行方市 銚子市	
宇 都 宮 署	宇都宮市 上三川町	
足 利 署	足利市	
栃 木 署	栃木市 小山市 下野市 壬生町	
佐 野 署	佐野市	
鹿 沼 署	鹿沼市 日光市	
真 岡 署	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	
大 田 原 署	大田原市 那須塩原市 那須町	
氏 家 署	矢板市 さくら市 那須塩原市 高根町 那珂谷町	

(注) 「個人番号カード総合サイト」によると、「差出日から概ね20日程度までにお届け出来る見込み」とのことです。

地方公共団体情報システム機構「個人番号カード総合サイト」より

署 名	市町村名	差 出 日
川 越 署	川 越 市	10/28
	富 士 市	10/28
	坂 戸 市	10/28
	鶴 ヶ 島 市	10/28
	日 高 市	10/28
	ふ じ 野 町	10/28
	三 毛 呂 山 町	
	越 生 町	
熊 谷 署	熊 谷 市	
	深 谷 市	
川 口 署	川 口 市	
	草 加 市	
西 川 口 署	川 口 市	
	蕨 田 市	10/27
浦 和 署	さいたま市中央区	
	さいたま市桜区	
	さいたま市浦和区	
	さいたま市南区	
	さいたま市緑区	
大 宮 署	さいたま市西区	
	さいたま市北区	
	さいたま市大宮区	
	さいたま市見沼区	
行 田 署	行 田 市	10/28
	加 須 市	
秩 父 署	秩 父 市	
	横 野 町	
	皆 長 町	
	小 東 村	
	鹿 野 村	
	秩 父 村	

19

通知カードの郵便局への差出し状況 (3 / 4)

地方公共団体情報システム機構「個人番号カード総合サイト」より

署名	市町村名	差出日
所沢署	市市市 沢能山間 所飯狭入	10/27
本庄署	市町町町 庄里川里 本美神上	
東松山署	市町町町町町町 山川島見山がわ 松川山川島見山がわ 東滑嵐小川吉鳩と	10/28
春日部署	区市市市市市市町町 岩部喜田手岡代戸 たま日喜田手岡代戸 さい春日蓮幸白宮杉	10/28 10/27
上尾署	市市市市市町 巢尾川本奈 鴻上桶北伊	10/28
越谷署	市市市市町 谷潮郷川伏 越八三吉松	10/28
朝霞署	市市市市 霞木光座 朝志和新	10/27 10/27

署 名	市町村名	差 出 日
新 潟 署	新 潟 市 北 区 新 潟 市 東 区 新 潟 市 中 央 区 新 潟 市 江 南 区 新 潟 市 南 区 新 潟 市 西 区	
新 津 署	新 潟 市 秋 葉 区 新 五 泉 賀 市 町 阿 賀 市 町	10/27
巻 署	新 潟 市 西 蒲 区 新 燕 弥 彦 市 村	10/21
長 岡 署	長 岡 市 町 長 出 雲 崎	10/27 10/21
三 条 署	三 条 市 町 三 加 見 田 市 町 三 加 見 田 市 町	10/23 10/22
柏 崎 署	柏 崎 市 村 柏 刈 崎 羽	10/27
新 発 田 署	新 発 田 市 町 新 阿 賀 市 町 新 阿 賀 市 町 新 阿 賀 市 町 新 阿 賀 市 町 新 阿 賀 市 町	10/27 10/27 10/21
小 千 谷 署	小 千 谷 市 町 小 千 谷 市 町 小 千 谷 市 町 小 千 谷 市 町 小 千 谷 市 町 小 千 谷 市 町	10/27 10/22 10/21
十 日 町 署	十 日 町 市 町 十 津 日 南	
村 上 署	村 上 市 村 村 上 市 村 村 上 市 村 村 上 市 村 村 上 市 村 村 上 市 村	

(注) 「個人番号カード総合サイト」によると、「差出日から概ね20日程度までにお届け出来る見込み」とのことです。

通知カードの郵便局への差出し状況（４／４）

地方公共団体情報システム機構「個人番号カード総合サイト」より

署 名	市町村名	差 出 日
糸 魚 川 署	糸 魚 川 市	10/23
高 田 署	上 越 市 妙 高 市	10/26 10/27
佐 渡 署	佐 渡 市	
長 野 署	長 野 市 須 賀 市 小 高 市 信 濃 市 小 飯 村	10/25 10/27 10/21 10/23
松 本 署	松 本 市 塩 尻 市 安 曇 市 麻 績 市 生 駒 市 山 形 市 朝 筑 市	
上 田 署	上 田 市 千 曲 市 東 御 木 市 青 木 市 長 坂 市	10/27
飯 田 署	飯 田 市 松 本 市 高 阿 市 阿 木 市 平 根 市 下 川 市 天 龍 市 泰 和 市 喬 木 市 豊 後 市 大 野 市	10/27 10/24 10/24 10/24 10/24

署 名	市町村名	差 出 日
諏 訪 署	岡 谷 市 諏 訪 市 茅 野 市 下 諏 訪 市 富 原 市	10/26 10/26 10/26 10/26
伊 那 署	伊 那 市 駒 根 市 辰 野 市 箕 輪 市 箕 輪 市 南 中 市 宮 田 市	
信 濃 中 野 署	中 野 市 飯 山 市 山 内 市 木 島 市 野 沢 市 栄 泉 市	10/27 10/21
大 町 署	大 町 市 池 田 市 松 川 市 白 馬 市 小 谷 市	10/27
佐 久 署	小 佐 市 佐 久 市 小 海 市 川 上 市 南 牧 市 南 相 模 市 北 相 模 市 佐 久 市 軽 井 代 市 御 代 市	10/23 10/26 10/23
木 曽 署	上 木 市 南 木 市 王 大 市 木 曽 市 松 木 市 祖 滝 市 桑 曾 市	10/21

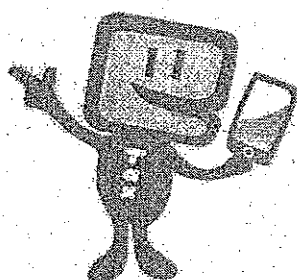
(注) 「個人番号カード総合サイト」によると、「差出日から概ね20日程度までにお届け出来る見込み」とのことです。

平成 27 年 11 月 日

住所（所在地）	
氏名（法人名）	御中

熊谷税務署長

※この文書は、納税証明書の請求を行った方で、e-Tax
をご利用されている皆様にお送りしております。



納税証明書のオンライン請求を ご利用ください！

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレット端末があれば、電子証明書やICカードリーダーがなくても、オンラインで納税証明書の請求が可能です。

納税証明書を請求される場合には、便利なオンライン請求を是非ご利用ください。

納税証明書のオンライン請求のメリット等については、同封のチラシをご覧ください。

連絡先 熊谷税務署 管理運営第一部門 坂口、伊藤

電話 048-521-4032

※ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。

納税証明書のオンライン請求の詳しい内容については、

e-Tax ホームページをご覧ください。

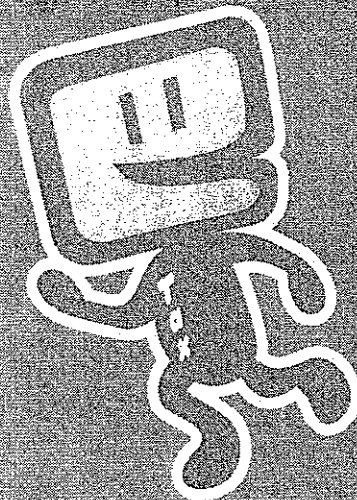
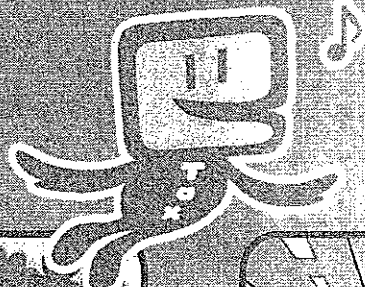
e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

e-Taxを使った

とても便利な 納税証明書のオンライン請求を ぜひご利用ください!!

納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、
税務署窓口で受け取る場合、電子証明書や
ICカードリーダーライターが不要です。

e-Tax



スマートフォンや
タブレット端末からでも
利用できます。



自宅等で
請求データを作成

オンライン請求

※電子署名及び
電子証明書の送信が
不要!!



税務署窓口で
本人確認後に受取

自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で
納税証明書請求データを作成します。

窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け
取れます。(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をい
だくことがあります。)

メリット

1

手数料が安価です。

1税目 1年度 1枚 370円(通常400円)

メリット

2

窓口での待ち時間が
短縮できます。

e-Tax ホームページ

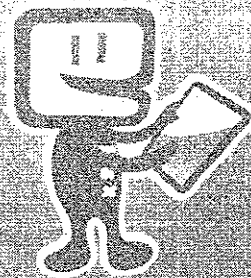
www.e-tax.nta.go.jp

詳しい手続は裏面をご覧ください。



オンライン請求の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)またはe-Taxソフト(SP版)をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)



- 1 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成**
e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
なお、スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
(注)e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
- 2 オンライン請求**
画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。
(注)請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付が不要です。
- 3 税務署窓口で本人確認**
税務署窓口で本人(代理人)であることが確認できる運転免許証などの本人確認書類をご提示ください。
(代理人は加えて委任状をご提出ください。)
なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。
詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。
- 4 納税証明書の受取** 手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送または 電子ファイルで 受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。
(注)e-Taxソフト(SP版)ではご利用になれません。
(注)電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。
(注)インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。
①郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
②e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。)
(注)あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。

社会保障・ 税番号制度の 導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。
納税証明書交付請求書については、平成28年1月1日以降に提出するものから、個人番号・法人番号を記載していただくことになっているほか、個人に係る請求の場合は、個人番号カード等の番号確認書類が必要となります。
社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

e-Taxの利用可能時間

▶月曜日～金曜日の8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出！

確定申告期間中（2/16～3/15）は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自宅で確定申告書等が作成できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

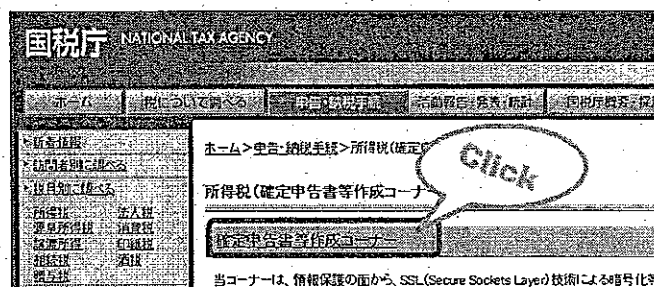
※ご案内の画面は平成26年分の「確定申告書等作成コーナー」を使用しているため、変更になる場合があります。

www.nta.go.jp

国税庁

検索

1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を選択します



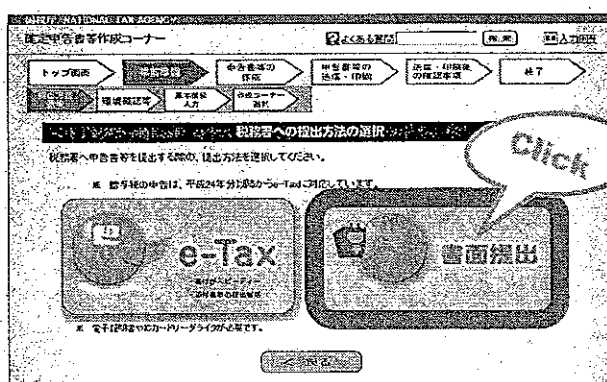
2 「作成開始」を選択します

ポイント！

「様式・手引き・入力例」には、所得税における給与所得や医療費控除などの入力編、贈与税における住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合編など、様々な入力例がありますのでご覧ください。



3 提出方法を選択します



申告書等の提出方法を選択してください。

印刷して書面で提出する場合は、右の「書面提出」をクリックしてください。

e-Taxで送信する場合は左の「e-Tax」をクリックしてください。

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

4 書面で出力し、管轄の税務署へ郵送等でご提出ください

※ プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です(プリント代がかかります。)

※ e-Taxや確定申告書等作成コーナー等のパソコン操作に関するお問合せは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎ 0570-01-5901）へお問い合わせください。

【受付時間】

平成28年1月中旬～3月15日（火）は → 9時～20時、左記以外の期間は → 9時～17時（土、日、祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。※受付時間は変更になる場合があります。）

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出！

申告書の作成は

「確定申告書等作成コーナー」で!!

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp 国税庁

確定申告期間中（2/16～3/15）は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。

作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、確定申告会場に行かなくても、郵送等で提出することができます。

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です。

作成したデータは、「e-Tax」を利用して提出することもできます。

※e-Taxのご利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

26

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出！

申告書の作成は

「確定申告書等作成コーナー」で!!

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp 国税庁

確定申告期間中（2/16～3/15）は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。

作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、確定申告会場に行かなくても、郵送等で提出することができます。

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です。

作成したデータは、「e-Tax」を利用して提出することもできます。

※e-Taxのご利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出！

申告書の作成は

「確定申告書等作成コーナー」で!!

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp 国税庁

確定申告期間中（2/16～3/15）は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。

作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、確定申告会場に行かなくても、郵送等で提出することができます。

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です。

作成したデータは、「e-Tax」を利用して提出することもできます。

※e-Taxのご利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出！

申告書の作成は

「確定申告書等作成コーナー」で!!

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp 国税庁

確定申告期間中（2/16～3/15）は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。

作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、確定申告会場に行かなくても、郵送等で提出することができます。

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です。

作成したデータは、「e-Tax」を利用して提出することもできます。

※e-Taxのご利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

別添6

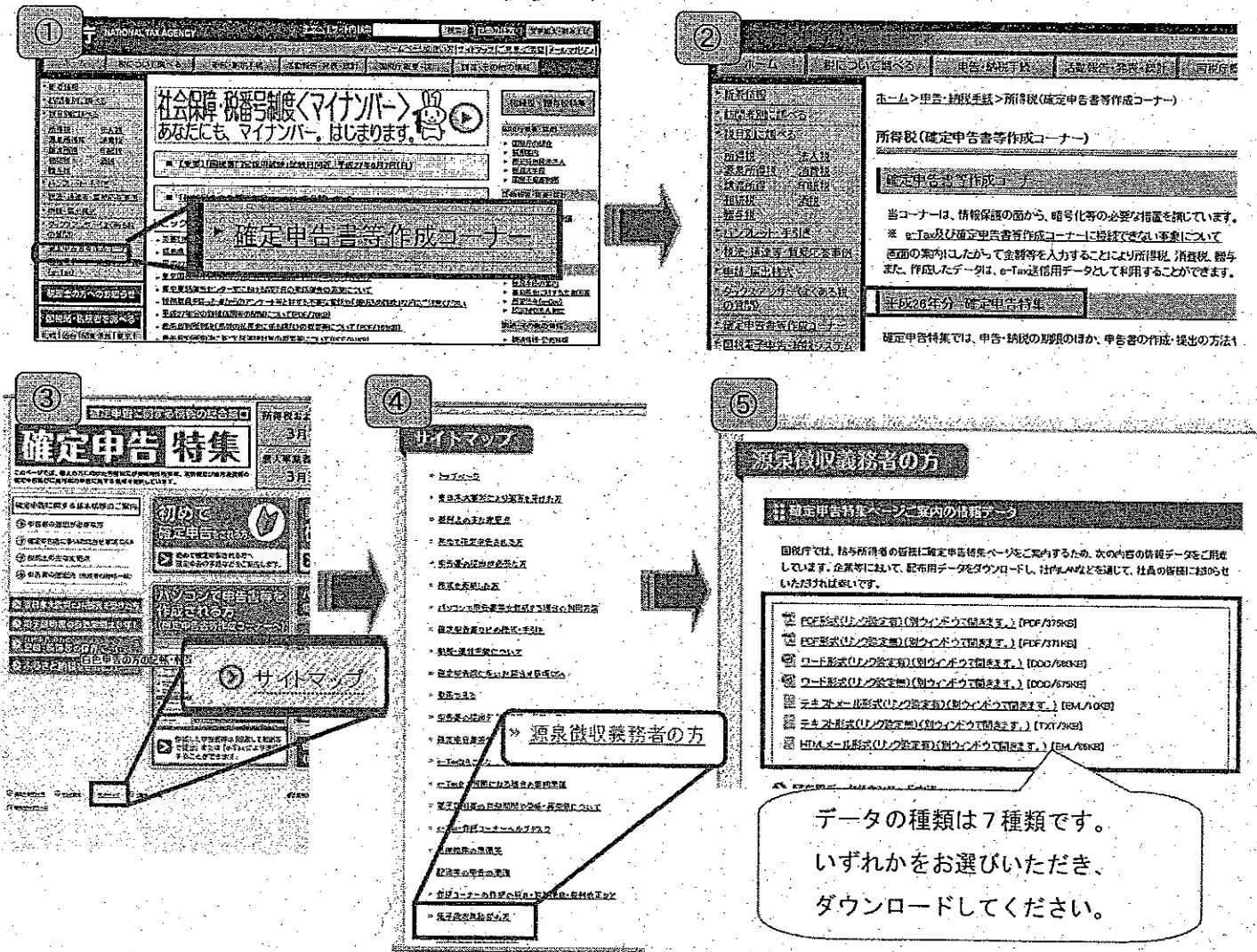
源泉徴収義務者の方へ

～ 社員（職員）の確定申告をサポート！ ～

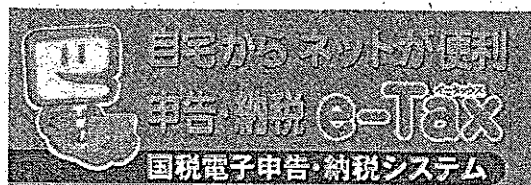
国税庁では、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に「確定申告特集ページ」を開設し「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの情報を提供しています。

社員（職員）の皆様が「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの情報を得やすくするためにも、社内LAN等により社員（職員）の皆様にお知らせいただきますようご協力よろしくお願いします。

データのダウンロード方法はこちら ↓



平成 27 年分の「確定申告特集」については、平成 28 年 1 月 4 日以降に更新されます。



熊谷税務署

個人課税第一部門 宮内 信幸

048—521—2905 内線 41

※ 上記の電話番号は、電話がつかないと音声案内が流れますので、「2」番をお選びください

【青色決算等説明会】

開催月日	会 場	開催時間	対象者	講 師
27. 12. 2 (水)	さくらめいと 会議室 1	午前10時～ 正午	事業所得者	神 山 隆 夫 税理士
		午後2時～ 4時	不動産所得者	根 岸 文 男 税理士
27. 12. 4 (金)	さくらめいと 会議室 1	午前10時～ 正午	事業所得者	納 見 宏 税理士
		午後2時～ 4時	農業所得者	小 林 幹 夫 税理士

【白色決算等説明会】

開催月日	会 場	開催時間	対象者	講 師
27. 12. 16 (水)	さくらめいと 会議室 1	午前10時～ 正午	事業所得者	荻 原 利 彦 税理士
		午後2時～ 4時	不動産所得者	小 林 賢 一 郎 税理士

関東信越国税局

平成 27 年 10 月

年末調整関係用紙等の発送の遅延について

関東信越国税局では、年末調整関係用紙等の封入業務を外部委託しておりますが、本年、栃木県及び長野県下の一部の税務署の源泉徴収義務者の皆様に送付する年末調整関係用紙等の発送に遅延が生じております。

なお、発送遅延の状況及び対応は、次のとおりです。

源泉徴収義務者の皆様には、ご迷惑をおかけしていることを、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

項 目	内 容 等
対 象 税 務 署	○ 栃木県下の一部の税務署 足利、栃木、佐野、大田原及び氏家税務署の 5 税務署 ○ 長野県下の一部の税務署 松本、上田、飯田、伊那、信濃中野、大町、佐久及び木曽税務署の 8 税務署
発送予定時期	○ 平成 27 年 11 月上旬 足利、大田原、氏家、上田及び佐久税務署の 5 税務署 ○ 平成 27 年 11 月中旬 栃木、佐野 ○ 平成 27 年 11 月下旬 松本、飯田、伊那、信濃中野、大町及び木曽税務署の 6 税務署
対 応	1 年末調整説明会の開催日程等についてハガキをお送りします。 年末調整説明会の開催日までに年末調整関係用紙等が届かないおそれのある税務署の源泉徴収義務者の皆様には「平成 27 年分年末調整説明会のお知らせ」のハガキにより開催日時等をお知らせします。 2 年末調整説明会でパンフレット等を配布します。 年末調整説明会には、パンフレットをお持ちいただくこととしておりますが、説明会当日までにお手元に届かなかった場合には、<u>説明会会場においてパンフレットを配布いたします。</u> 3 各署の年末調整説明会の開催日程等の詳細については、「平成 27 年分 年末調整説明会のお知らせ」に署ごとに掲載しておりますので必要に応じてご確認ください。